

学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

柳津町立西山小学校

はじめに

柳津町立西山小学校(以下「本校」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)、いじめの防止等のための基本方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の方針」という。)にのっとり、いじめがいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処については、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他の関係者との連携のもとに行う。

2 基本方針

- (1) いじめの定義

(第2条) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの形態(例)】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - 遊びやチームに入れない。
 - 席を離される。

- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - 叩く、殴る、つねる等が繰り返される。
 - 遊びと称して対象の子がプロレス等の技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - 靴に画鋸やカミソリやガムなどを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たせられたりする。
 - 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - 衣服を脱がされたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗中傷や中傷の情報を載せられる。
 - いたずらや脅迫のメールが送られる。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名 称

「不登校いじめ対策委員会」

② 構成員

校長、教頭、教務、生徒指導主事、低・中・高学年担任、養護教諭

③ 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があつた場合の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自己肯定感の育成を図る。
- ③ 教職員に対していじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対して学校基本方針及び取組について理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で知り得た児童の個人情報については、その対外的な取扱について適切に行うこととする。
- ② 「悩み相談ポスト」の設置や定期的な教育相談及び生活アンケートの実施等により、児童理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 児童に関する情報については、教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応にあたる。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無を確認するとともに、その結果を生徒指導主事を経由して校長に報告する。
- ② 事実の確認により、いじめがあったと確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又は保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりする児童に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた児童の立場に立ってその辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。
- ④ ネット上への不適切な書き込みがあった場合、不登校いじめ対策委員会において、対応を協議し、関係児童から聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。

また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

⑥ 重大事件発生時の対応

【重大事態とは】

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童が自殺を企図とした場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患が発症した場合

イ いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【重大事態の報告】

ア 重大事態が発生した場合は、町教育委員会へ迅速に報告する。

【重大事態の調査】

ア 重大事態が発生した場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、精神科医、弁護士等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設け、調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対し、アンケート調査を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

(6) 年間計画

月	生徒指導協議会の議題	相談・悩み調査の実施計画	校内研修計画	評価計画
4	児童の実態についての共通理解	学級懇談 家庭訪問	校内研修Ⅰ 未然防止と早期発見 いじめ対応読み合わせ	計画・目標の作成と 掲示
5	家庭訪問、校外指導結果			
6	教育相談の結果	いじめアンケート 教育相談週間		
7	1学期の反省 夏休みの指導	学級懇談会 生活調査		学校評価アンケート
8	夏休み中の生活の実態			
9	児童の実態			中間評価
10	児童の実態		校内研修Ⅱ 事例検討	
11	教育相談、個別懇談の結果	いじめアンケート 教育相談週間 個別懇談		学校評価アンケート
12	2学期の反省 冬休みの指導	学級懇談会 生活調査		
1	冬休みの生活実態、校外指導			年間評価
2	アンケート調査 結果	いじめアンケート		報告
3	3学期の反省 春休みの指導	学級懇談会		

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組みについての評価を行う。評価方法は、教職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケート調査とする。
- ② 評価結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。

重大事態への対応

